

社会福祉法人 河内厚生会

# 相談支援事業所 れるび

指定特定相談支援 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と計画相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 指定計画相談支援を提供する事業所について

名 称	社会福祉法人 河内厚生会
所 在 地	茨城県稲敷郡河内町生板8897
電 話 番 号	0297-63-5011
代 表 者 氏 名	理事長 秋山 義継
設 立 年 月 日	

2. ご利用者への指定計画相談支援を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事 業 所 名 称	特定相談支援事業所 れるび
サ ー ビ ス の 主 たる 対 象 者	知的障害者 障害児
河 内 町 指 定 事 業 所 番 号	特定相談支援事業(0833800469) 障害児相談支援事業(0873800122)
事 業 所 所 在 地	茨城県稲敷郡河内町生板8897
連 絡 先 相 談 担 当 者 名	0297-63-5011 管理者 古徳 真由美
事 業 所 の 通 常 の 事 業 実 施 地 域	稲敷郡河内町全域 その他の市町村(必要と認められる場合に限定)
開 設 年 月 日	平成30年11月1日
事 業 所 が 行 う 他 の 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 等	生活介護事業 自立訓練(生活訓練)事業 共同援助生活事業 短期入所支援事業 日中一時支援事業 障害児相談支援

(2) 事業所の目的および運営方針

運 営 の 目 的	利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業所が利用者に対して必要な相談支援サービスを適切に提供することを目的とします。
運 営 方 針	当事業所は、相談支援を利用する障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の

	<p>身体の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又はその保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、援助を適切に行うものとします。</p>
--	---

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	<p>月曜日から金曜日 ただし、12月30日から1月3日までを除く。</p>
営業時間	<p>午前9時から午後16時まで</p>

(4) 計画相談支援の可能な日と時間帯

計画相談実施日	<p>月曜日から金曜日 ただし、12月30日から1月3日までを除く。</p>
実施時間	<p>午前9時から午後16時まで</p>

(5) サービス提供職員の配置状況

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤
管理者	1名(兼務)
相談支援専門員	1名(兼務)

当事業所では、利用者に対し指定相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※茨城県地域生活支援事業における、精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修修了者を配置（精神障害者支援体制加算対象事業所）

※厚生省の定める強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置（強度行動障害体制加算対象事業所）

3. 提供する指定計画相談支援の内容

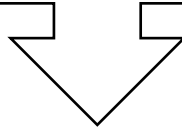
(1) サービス内容

① サービス等利用計画の作成

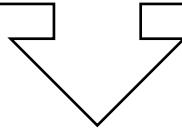
利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

〈サービス等利用計画の流れ〉

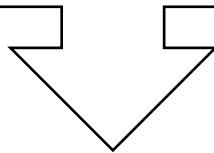
①相談支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族等に面接して、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。



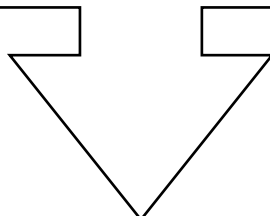
②サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者に関するサービスの内容、利用等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。



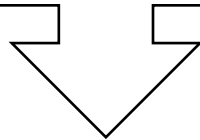
③利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び障害児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。



④利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域生活相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービスとの組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等を提供する上での留意事項、障害者自立支援法第5条22項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成します。



⑤④で作成したサービス等利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定します。



⑥支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業所等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見を求めることとします。  
また、これを基に相談支援専門員はサービス等利用計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定します。

② サービス等利用計画作成後の便宜の供与

- ・モニタリングとして町が定めた期間ごとに利用者及び障害児の保護者等と面接し、経過を把握します。それに伴い、サービス等利用計画の再評価を行い、サービス等利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。
- ・サービス等利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。

③ サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業所がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と利用者双方の合

意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

④ 障害者支援施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等へ紹介その他の便宜の提供をします。

4. 提供する指定計画相談支援の利用者負担額について

指定計画相談支援	利用者負担額は発生しません。※
交通費	通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、必要な交通費をいただきます。 公共交通機関を利用した場合… <u>実費</u> 事業者の自家用車を使用した場合… <u>5千円以上 1千円20円</u>

※計画相談支援給付費について事業者が代理受領を行わない場合は、計画相談支援給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて給付決定市町村に計画相談給付費の支給を申請してください。

5. 交通費の支払い方法について

交通費の支払い方法について	交通費について、計画相談支援を利用した月の翌月15日に利用月分の請求書をお届けします。指定計画相談支援実施の記録と内容を照合の上、請求月の30日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。 (ア) 現金払い (イ) 定口座からの自動振替 (ウ) 事業者指定口座への振り込み お支払いを確認しましたら、必ず、領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。 また、計画相談支援給付費について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。
---------------	---

※交通費の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3か月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6. 指定計画相談支援の提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

指定計画相談支援の提供に先立って、障害福祉サービス等の支給決定を受けている場合は、受給者証をご提示いただき、指定計画相談支援の対象者であること、継続サービス等利用支援のモニタリング期間、障害福祉サービス等の支給量・支給内容等を確認させていただきます。受給者証の住所、支給内容などに変更があった場合は速やかに事業所にお知らせください。

(2) サービス提供を行う相談支援専門員

指定計画相談支援提供時に、担当者を決定します。また、担当者が交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対して相談支援提供上不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(3)

7. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいた利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約終了後5年間保管します。

※閲覧、複写が出来る窓口業務時間は、午前9時から午後16時までです。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。ただし、サービス提供を行う上で他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

8. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所ご利用 相談窓口	窓 口 担 当	古徳真由美
	受 付 時 間	営業時間 午前9時から午後16時
	電 話 番 号	0297(63)5011
	F A X 番 号	0297(63)5099
	苦 情 解 決 責 任 者	

第 三 者 委 員 会	田 中 正 一	Tel0297(84)2054
	田 仲 茂 明	Tel0297(86)3530

市町村窓口	河内町役場障害福祉課	Tel0297(84)6981
-------	------------	-----------------

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する相談窓口	窓 口 担 当	古徳真由美
	利 用 時 間	営業時間 午前9時から午後16時
	電 話 番 号	0297(63)5011
	F A X 番 号	0297-63-5099

相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づいて、重要事項の説明をおこないました。

令和 年 月 日

(事業者)

住 所 茨城県稲敷郡河内町生板 8897

事業者名 社会福法人 河内厚生会

代表氏名 理事長 秋山 義継 (印)

説明者氏名 管理者 古徳 真由美 (印)

私は、本書面に基づいて、事業者から相談支援サービスの提供および利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

(利用者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

(代理人：利用者との関係： )

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)